

ユース・アントレプレナーシッププログラム企画・運營業務 受託候補者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱はユース・アントレプレナーシッププログラム企画・運營業務募集要項に規定する選定委員会として設置するユース・アントレプレナーシッププログラム企画・運營業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次のとおりとする。

(1) 委員長

産業観光局産業イノベーション推進室長

(2) 委員

産業観光局産業イノベーション推進室スタートアップ支援推進課長

産業観光局産業イノベーション推進室スタートアップ支援企画課長

産業観光局産業イノベーション推進室スタートアップ支援推進係長

2 委員長は委員会を代表し、会を掌理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第3条 委員会は、委員長又は委員長の権限を代理するものが招集する。

2 委員会は、委員長が議長となる。

3 委員長は、やむを得ない場合は、委員の代理出席を認めることができる。

(審査等)

第4条 委員会は、次の事項を審査する。

(1) ユース・アントレプレナーシッププログラム企画・運營業務に係る提案内容

(2) その他必要な事項

2 委員会は、前項の審査により適切とした提案の中から受託候補者を選定する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集に代えて書面による審議等とすることができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(評価基準)

第5条 委員会は前条に規定する審査等の実施に当たり、別に定める審査基準に基づき評価する。

(ヒアリング)

第6条 委員会は、第4条に規定する審査の実施に当たり、必要に応じて、提案者に提案内容の一部又は全部に関してヒアリングを行うことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業観光局産業イノベーション推進室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年 月 日から実施する。
- 2 この要綱は、ユース・アントレプレナーシッププログラム企画・運營業務の受託候補者の選定完了の日をもって失効する。